日米貿易協定:日本の譲許表

牛肉・牛肉調製品



2020年1月1日に発効した日米貿易協定により、米国産輸入品の関税が引き下げられました。ここでは牛肉・牛肉調製品について、米国の対日輸出実績のある主な品目の関税について説明しております。詳細およびその他の品目についてはこちら http://www.usdajapan.org/ja/usjta/をご参照ください。

品名 日本の HS コード(税番)	基準 税率	2025 年度	2026 年度	2027 年度	最終関税率 (年度)	2024 年 米国からの輸 入額(千円)
牛肉(冷蔵/冷凍) 020110000, 020120000, 020130010, 020130020, 020130030, 020130090, 020210000, 020220000, 020230010, 020230020, 020230030, 020230090	38.5%	21.6%	20.8%	20.0%	9.0% (2033)	180,169,721
タン(冷蔵/冷凍)020610011,020621000	12.8%	1.9%	1.2%	0.6%	無税 (2028)	59,573,228
臓器 (冷蔵/冷凍、ハラミを含む) 020610019, 020629010	12.8%	2.6%	2.1%	1.6%	無税 (2030)	36,182,115
冷凍肝臓 020622000	12.8%	6.4%	5.6%	4.8%	無税 (2033)	161,611
肉エキス、ミートジュース 160300010	12.0%		無税		無税 (2023)	57,722
牛肉等調製品(ビーフジャーキーを含む) 160250510, 160250590	10.0%	5.0%	4.3%	3.7%	無税 (2033)	1,601
その他牛くず肉(テールを含む)020629090	21.3%	10.6%	9.3%	7.9%	無税 (2033)	0
その他牛肉等調製品(気密容器に入っていないもの、ミートボールを含む)160250999	50.0%	25.0%	21.8%	18.7%	無税 (2033)	0
ほほ肉および頭肉(冷蔵/冷凍) 020610020,020629020	50.0%	24.2%	22.1%	20.0%	9.0% (2033)	0
その他牛肉等調製品(気密容器入り、常温保存) 160250890	38.3%	19.1%	16.7%	14.3%	無税 (2033)	0

セーフガード(SG):米国産牛肉は日米貿易協定に基づき、国別 SG が設けられた。発動基準数量は 1 年目に 24.2 万トンとし、毎年 1~2%ずつ増加。米国産牛肉への SG は、3 つの条件が当てはまる場合に発動する。同 SG が 1 月 31 日までに発動した場合、3 月 31 日まで関税率が SG 税率まで引き上げられる。2 月中に発動した 場合は 45 日間、3 月中の場合は 30 日間 SG 税率が適用される。1 年目の SG 税率は 38.5%で、その後は段階的 に引き下げられる。15 年目以降、連続した 4 年間で SG の発動がなければ廃止される。

市場概況:日本は国内の牛肉消費量の約 65%を輸入。米国はオーストラリアと共に、日本への主要な牛肉供給国である。2019 年 5 月、日本が長年続けてきた米国産牛肉に対する月齢制限が解除され、多様な部分肉や牛内臓の輸入に道が開かれた。日米貿易協定の発行で、米国産牛肉は 2015 年以来初めて豪州産牛肉と同じ関税待遇を受けることになった。また、カナダやメキシコ、ニュージーランドなどの主要牛肉供給国と対等の関税待遇を受けることになる。

お問い合わせは、アメリカ大使館 農産物貿易事務所(atotokyo@usda.gov、電話:03-3224-5115)まで。

最終更新日:2025年3月24日